

### 結婚・子育て支援信託について

結婚・子育て支援信託は、孫等の結婚・子育て資金として祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託した場合に、1,000万円（結婚に際して支出する費用については300万円）を限度として贈与税が非課税になる信託です。

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の祖父母、父母等の直系尊属に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において20歳以上50歳未満の個人に限られています。

平成28年9月末現在の結婚・子育て支援信託の契約数は4,933件、信託財産設定額合計は118億円となっています。

#### <結婚・子育て支援信託の受託状況>

(件、億円)

	平成27年9月末	平成28年3月末	平成28年9月末
契約数	2,695	4,471	4,933
信託財産設定額合計	63	100	118